

山梨県公報

第六百九号

令和七年

十一月十三日

木曜日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………六一一

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………六一一

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………六一一

○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………六一二

○国土調査の成果の認証……………六一三

教育委員会

○山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………六一三

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(三件)……………六一九

○一般競争入札について……………六一九

告示

山梨県告示第二百九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和七年十一月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	北杜市	令和七年十月三十一日

山梨県告示第二百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和七年十一月六日
- 指定道路の位置 韮崎市水神二丁目四千九百五十二の十一、四千九百五十四の五、四千九百六十八の四及び水
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 指定道路の延長 四十二・五メートル

山梨県告示第二百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和七年十一月六日
- 指定道路の位置 南アルプス市鏡中條字村北三十七番四
- 指定道路の幅員 最大四・八五メートル 最小四・五二メートル
- 指定道路の延長 三十三・八五メートル

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 住所
代表者の氏名

株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
-----------------------	------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 (仮称) オギノ横町店
- (二) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田字中原四千二百八十九番一 外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 他二者	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和八年六月二十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千七百七十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 百四十台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 二十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 百七・四平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 四十二・一六立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オギノ	午前九時	午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 八箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和七年十月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十三日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂忠伸	山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 グリーンタウン甲府東

(二) 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一 外
2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三千九百十平方メートル	三千九百四十二平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 五十八平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 八十三平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十五立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 三十七立方メートル

- 3 変更する年月日 令和八年六月二十八日
三 届出年月日 令和七年十月二十七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十三日まで

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年十一月十三日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 調査を行った者の名称 笛吹市
二 調査を行った時期 令和五年六月一日から令和七年三月三十一日まで
三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地域 笛吹市石和町市部の一部
五 認証年月日 令和七年十月三十一日

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員

令和八年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

令和七年十一月十三日

山梨県教育委員会
教育長 萩 野 智 夫

令和8年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科（コ ー ス）名	定 員	計	前期募集人員	計
北 杜	普通科	70	160	28	73
	うち理数コース	[25]		[10]	
	総合学科	90		45	
韭 崎	普通科	180	210	54	63
	文理科	30		9	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	154	154	61	61
甲府第一	普通科	150	210	30	48
	探究科	60		18	
甲府西	普通科	200	200	60	60
甲府南	普通科	175	215	35	47
	理数科	40		12	
甲府東	普通科	214	214	32	32
	うち理数コース	[40]		[6]	
甲府工業	機械科	80	280	40	140
	電気科	80		40	
	建築科	40		20	
	土木科	40		20	
	電子科	40		20	
甲府城西	総合学科	235	235	105	105
甲府昭和	普通科	213	213	53	53
農 林	システム園芸科	28	137	11	52
	森林科学科	27		10	
	環境土木科	27		10	
	造園緑地科	27		10	
	食品科学科	28		11	
巨 摩	普通科	180	180	72	72
	うち理数創造コース	[40]		[16]	
白 根	普通科	124	124	49	49
	うち文理コース	[30]			
青 洲	普通科	137	267	41	93
	※工業科(機械工学科・土木工学科)	60		24	
	※商業科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)	70		28	
身 延	総合学科	75	75	37	37
笛 吹	普通科	69	214	20	92
	食品化学科	30		15	
	果樹園芸科	30		15	
	総合学科	85		42	
日 川	普通科	195	195	78	78
山 梨	普通科	137	137	41	41
	うち英理総合コース	[30]			
塩 山	普通科	67	109	26	42
	うち英数コース	[25]		[10]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	42		16	

学 校 名	学 科（コ ー ス）名	定 員	計	前期募集人員	計
都 留	普通科	170	170	42	42
上 野 原	総合学科	78	78	15	15
都留興譲館	普通科	62	183	12	47
	英語理数科	25		7	
	※工業科（機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科）	96		28	
吉 田	普通科	174	214	34	40
	理数科	40		6	
富士北稜	総合学科	214	214	53	53
富士河口湖	普通科	152	152	45	45
甲府商業	商業科	150	240	75	120
	情報処理科	90		45	
甲 陵	普通科	80	80	※	※
合 計			4,860		1,600

- (注) 1 定員欄及び前期募集人員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。
- 2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。
- 3 青洲高校は、工業科二学科、商業科二学科をそれぞれ一括して募集する。
- 4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。
- 5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。
- 6 甲陵高校は、県立高校（甲府商業を含む）とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科・コ ー ス	定員の上限
北 杜	長野県	普 通 科	7
		普通科理数コース	3
		総 合 学 科	20
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
北 杜	総 合 学 科	3	3
韭 崎	普 通 科	5	6
	文 理 科	1	
甲府工業	機 械 科	2	7
	電 気 科	2	
	電 子 科	1	
	建 築 科	1	
	土 木 科	1	
巨 摩	普 通 科	5	5
	うち理数創造コース	[1]	
笛 吹	普 通 科	2	7
	食 品 化 学 科	1	
	果 樹 園 芸 科	1	
	総 合 学 科	3	
日 川	普 通 科	5	5
都 留	普 通 科	5	5
都留興譲館	普 通 科	2	6
	工 業 科	4	
甲府商業	商 業 科	8	8
	情 報 処 理 科		
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)1「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

2 巨摩高校は、普通科で5名募集し、うち理数創造コースは1名とする。

3 甲府商業高校は、商業科二学科の合計として定員を定めて募集する。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別		学 科 名	定 員	計
韮 崎	昼		普 通 科	40	40
甲府工業	夜		※工業科(機械科・電気科・建築科)	120	120
巨 摩	夜		普 通 科	40	40
山 梨	夜		普 通 科	40	40
都 留	夜		普 通 科	40	40
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
			情報経理科	40	
	夜	夜間部	普 通 科	20	
			情報経理科	20	
		ひばりが丘	昼	普 通 科	30
情報経理科	30				
夜	普 通 科		30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	180	200
	衛生看護科	20	

第1期募集人員	計
108	120
12	

令和8年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学科(コース)名	障害種別	定 員
盲	幼稚部		視覚障害	若干名
	高等部	普通科	視覚障害	8
			重複障害	若干名
		保健理療科	視覚障害	8
		専攻科・保健理療科	視覚障害	8
		専攻科・理療科	視覚障害	8
ろう	幼稚部		聴覚障害	若干名
	高等部	普通科	聴覚障害	8
			重複障害	若干名
甲府支援	高等部	普通科	肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
あけぼの支援	高等部	普通科	肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
わかば支援	高等部	普通科	知的障害	32
			重複障害	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	知的障害	8
			肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	知的障害	8
			肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
かえで支援	高等部	普通科	知的障害	32
			重複障害	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	知的障害	48

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

令和七年十一月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合

(二) 採捕したコイのエラを除去した場合

(三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和七年十一月十七日から令和九年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和七年十一月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 移植の禁止 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する

ために移植する場合は、この限りでない。

2 持ち出しの禁止 山梨県内において、ブラウントラウトを採捕した者は、採捕したブラウントラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている漁場から持ち出す場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するためになる場合は、この限りでない。

3 再放流の禁止 山梨県内においてブラウントラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている漁場に再放流する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和七年十一月十七日から令和九年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、レイクトラウトの取扱いを次のとおり指示する。

令和七年十一月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 移植の禁止 山梨県内において、レイクトラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

2 持ち出しの禁止 山梨県内において、レイクトラウトを採捕した者は、採捕したレイクトラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するためになる場合は、この限りでない。

3 再放流の禁止 山梨県内においてレイクトラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和七年十二月十五日から令和九年十二月十四日まで

● 山梨県道路公社公告第八号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和七年十一月十三日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 奥 山 徹

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 雁坂トンネル無停電電源装置更新工事（余フ）

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内

3 工事概要 ○直流電源装置設置撤去 一台

4 工期 令和七年十二月十二日から令和八年十一月二十七日まで

5 予定価格 千八百五十九万円（税込み）

二 入札参加資格申請の受付期間 令和七年十一月二十一日（金）から十一月二十八日（金）までの山梨県の休日を含める（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusatsu_cate/karisaka/）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。